

地方独立行政法人市立吹田市民病院 第4期中期目標・第4期中期計画（案）対応表

第4期中期目標	第4期中期計画（案）
<p>前文</p> <p>地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）は、平成26年（2014年）4月に地方独立行政法人へと移行し、自主・自立的かつ効率的な運営を行いながら、救急医療、小児医療・周産期医療、災害医療及び高度医療などの政策医療をはじめとして、地域に必要な医療を継続して提供する重要な役割を担ってきた。また、平成30年（2018年）12月に本市片山町から北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）に移転した法人は、翌年7月に同じく健都に移転した国立循環器病研究センターとの機能分担・連携を推進しながら、病院機能の更なる向上に努めてきた。</p> <p>第3期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の流行に対して地域の医療機関とも連携、役割分担をすることで、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として数多くの患者を受け入れるなど大きな役割を果たした。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の急拡大時には全国的に医療体制がひっ迫したことから、有事（新興感染症発生時・災害時）に備えた医療体制の整備を図るために医療法が改正された趣旨を踏まえて、法人においても平時から医療体制の整備に向けて取り組む必要がある。</p> <p>また、災害の発生時においては、関係機関と連携しながら医療の提供を維持するなど、災害医療協力病院としての役割を担うことが求められている。</p> <p>団塊の世代がすべて75歳以上となった超高齢社会・人口減少社会において、増加・多様化する医療ニーズに応じた持続可能で切れ目のない医療提供体制の構築を目指す大阪府地域医療構想の趣旨に沿って、地域の中核病院として、本市や豊能医療圏における将来的な医療需要の変化に応じていく必要がある。</p> <p>そうした中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの充実に向けて近隣病院や地域の診療所の支援、連携を更に推進していかなければならない。</p>	<p>前文</p> <p>地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）は、自主・自立的かつ効率的な運営を行いながら、救急医療、小児医療・周産期医療、災害医療及び高度医療などの政策医療をはじめとして、地域に必要な医療を継続して提供する重要な役割を担ってきた。また、北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）において、国立循環器病研究センターとの機能分担・連携を推進しながら、病院機能の更なる向上に努めてきた。</p> <p>医療を取り巻く環境としては、団塊の世代が75歳以上となった今後の超高齢社会・人口減少社会において、増加・多様化する医療ニーズに応じた持続可能で切れ目のない医療提供体制の構築を目指す大阪府地域医療構想の趣旨に沿って、地域の中核病院として、吹田市域や豊能医療圏における将来的な医療需要の変化に応じていく必要がある。また、新興感染症発生時・災害時に備え、平時から関係機関との連携に取り組むことにより、地域の中心的な役割を果たすことが求められる。</p> <p>これらを踏まえ、引き続き急性期機能を担う病院として良質な医療を提供するとともに、地域の病院や診療所との支援・連携を進め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの一翼を担う。</p> <p>このような役割を将来にわたって継続していくためには、安定した経営基盤の確立が不可欠であるため、地方独立行政法人の特性を生かして、人材の確保・養成や組織マネジメントの強化を含め、更なる経営改善に向けて不断の努力をもって取り組み、持続可能な病院経営を目指していく必要がある。</p> <p>当院の基本理念の下、その使命の達成に向けて全力で取り組み、引き続き患者や地域に信頼される病院を目指し、業務運営の基本方針である第4期中期計画を以下のとおり定める。</p>

法人が医療環境への変化に対応しながら、これらの取組を確実に実施し、今後、生産年齢人口の減少が加速していく中でも、地域の中核病院としての役割を果たすためには、安定的・効率的な病院運営が必要不可欠である。そのためには、地方独立行政法人の特性を生かして、人材の確保・養成や組織マネジメントの強化を含め、更なる経営改善に向けて不断の努力をもって取組まなければならない。

以上の考えに基づき、引き続き、「市民とともに心ある医療を」の基本理念の下、達成すべき業務運営の基本方針として、第4期中期目標を定める。

第1 中期目標期間

令和8年（2026年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割

大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床懇話会などでの協議の内容や、他の医療機関の病床転換の状況等を踏まえつつ、特に高齢化に伴う将来の医療需要に対して不足が見込まれている医療機能のニーズへの対応を検討すること。これにあたっては、豊能医療圏の特殊性も踏まえながら、病院機能の在り方などについて検討すること。

また、病院が担っている役割・機能について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。

第1 中期計画の期間

令和8年（2026年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 大阪府地域医療構想を踏まえて当院が果たすべき役割

(1) 基本的な考え方

当院は、これまで地域の中核病院として、地域の医療機関との機能分担・連携を図りつつ、診療所や民間病院等では対応できない入院・手術を中心とした急性期医療を提供し、多様な医療需要に対応してきた。また、隣接する国立循環器病研究センターとの連携を図る中で、高度急性期を脱した患者から回復期に至る患者を受け入れるなど、総合病院として需要に対応している。そうした状況のもと、数多くの病院が近接する豊能医療圏の特殊性も踏まえ、医療需要の変化への対応を図るとともに、特に高齢化に伴い求められる医療を積極的に行っていく。

(2) 必要な病床機能への対応

機能別病床数（大阪府報告基準による）

高度急性期機能 215床

急性期機能 171床

回復期機能 45床

<p>2 市立病院として担うべき医療</p> <p>(1) 総論</p> <p>地域医療の中核である市立病院として、政策医療の実施も含めその役割を果たすこと。また、地域で必要とされる医療を切れ目なく提供できるよう、地域の医療機関との機能分担・連携を推進すること。</p> <p>さらに、地域包括ケアシステムの充実に向け、地域の関係機関との連携を強化すること。</p> <p>(2) 救急医療</p> <p>ア 二次救急医療機関として、地域の医療機関との機能分担・連携の下、24時間365日、円滑な受入れが行えるよう、救急応需体制の維持・</p>	<p>(令和7年度病院プラン策定時点)</p> <p>(3) 病床機能や経営状況の見える化</p> <p>政策医療をはじめとした地域に必要とされる医療が求められる当院の役割や病床機能、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、適切な情報提供を行う。</p> <p>(4) 地域医療構想における医師派遣への対応</p> <p>豊能医療圏域内において、平時における派遣ニーズが生じた場合は、状況に応じて医師派遣の対応を検討する。</p> <p>2 市立病院として担うべき医療</p> <p>(1) 総論</p> <p>地域医療の中核的な役割を果たすために、地域の医療機関だけでは対応が困難な症例に対して、良質かつ高度な医療を提供する。特に、高齢化に伴い今後増加が想定される疾患のうち、がん疾患、整形外科系疾患及び呼吸器系疾患への対応については重点的に取り組む。</p> <p>また、第8次大阪府医療計画においては5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）5事業（救急医療、災害医療、感染症（新興感染症発生・まん延時における医療含む）、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の推進が求められている。地域医療支援病院として他の医療機関との連携の下、質の高い医療を提供するとともに、政策医療についても実施することでその役割を果たす。</p> <p>さらに、在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、吹田市（以下、「市」という）が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担い、介護・福祉関係機関との情報共有や調整を図る。</p> <p>(2) 救急医療</p> <p>ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の維持・確保</p> <p>二次救急医療機関として、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連</p>
---	---

確保を図り、受入件数や応需率のさらなる向上に努めること。

イ 初期救急医療については、地域の医療環境を踏まえてかかりつけ医定着を促進するなど啓発に努めること。

(3) 小児医療・周産期医療

ア 小児救急医療について、豊能広域こども急病センターや地域の診療所と連携しながら、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。

携及び役割分担の下、救急科部長を中心に受入体制の確保を図り、受入件数や応需率の向上に努め、地域で必要とされる救急医療を提供する。

【目標指標】

項目	令和6年度実績	令和11年度目標
時間外救急車搬送受入率	68.1%	78.0%
救急車搬送受入件数	4,116件	4,230件
(時間内)	1,417件	1,430件
(時間外)	2,699件	2,800件

【関連指標(※)】

項目	令和6年度実績
救急搬送入院件数	1,315件

(※) 目標指標以外の事業評価における重要な数値(以下同様)

イ 初期救急医療における機能分担の啓発

地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着の促進について、ホームページや院内でのポスター掲示等での情報発信を通じ啓発を行うことで、初期救急医療における機能分担を図る。

(3) 小児医療・周産期医療

ア 小児医療

小児救急医療については、他の公立病院等とともに、豊能広域こども急病センターの後送病院として、輪番制による豊能医療圏全体の二次救急受入れの役割を担うほか、地域の診療所と連携し、入院機能など地域に必要とされる役割を果たす。

イ 産科医等の人材確保に努め、より安全な周産期医療を提供すること。
また、大阪府周産期緊急医療体制の参加病院として、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。

(4) 災害医療

ア 吹田市地域防災計画に基づき、市の災害医療センターとして大規模な災害や事故の発生に備え、災害時の医療体制や医薬品等の確保体制を整備すること。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
小児科入院患者数	6,417人
小児科外来患者数	9,835人
時間内	8,414人
時間外	1,421人
小児科救急搬送患者数	744人
時間内	183人
時間外	561人

イ 周産期医療

産科医等の人材確保に努め、周産期緊急医療体制の参加病院として通常分娩に加え、合併症をもった妊婦など中程度のリスクのある分娩までを対応し、安心安全な周産期医療体制を確保する。

また、妊産婦のニーズに応じた院内助産の実施など、周産期医療体制の更なる充実を図る。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
分娩件数	305件
うち産科合併症や既往をもった妊婦分娩件数	50件

(4) 災害医療

ア 災害時の医療体制の整備

(ア) 災害時の医療活動を迅速かつ適切に対応できるよう、災害対策訓練を実施するとともに、院外で開催される災害対策訓練及び災害医療研修へ積極的に参加する。

(イ) 災害発生時に備え、設備の点検や医薬品等の確保を進めるとともに吹田市地域防災計画の見直しに合わせるなど、必要に応じて当院の業務継続計画（BCP）やマニュアルの見直しを行う。

イ 災害時には、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに市と連携し、市の災害医療センターとして、市域の医療機関の中心的役割を果たすこと。

(5) 感染症医療

新興感染症等の感染拡大に備え、平時から関係機関との連携体制の確保等を図るとともに、職員や地域に対して予防講座を行うなど啓発活動を行うこと。新興感染症等の発生及びまん延時には、大阪府との医療措置協定に基づき、病床確保等の必要な措置を講じること。また、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制への影響を最小限にしながら、感染症医療における中心的な役割を果たすこと。

(6) がん医療

ア 大阪府がん診療拠点病院として、集学的治療を推進するとともに、相談支援を充実し、積極的な情報提供に努めること。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
災害訓練回数	3回
災害訓練参加人数	276人
災害医療院外研修参加回数	3回

イ 市及び地域の医療機関との連携体制
災害時には、地域の医療機関と連携し、市の災害医療センターとして適切な医療活動を実施する。

(5) 感染症医療

ア 新興感染症等の感染拡大に備えた平時からの取組

(ア) 市、地域の医療機関等との連携体制の確保等を図るとともに、予防講座を行うなど啓発活動や地域の医療機関、医師会及び保健所と合同したカンファレンス開催等によりクラスター発生時に備えた対応方針の共有を図る。

(イ) 感染症患者の受入れに必要な院内環境の整備を行うとともに、感染対策に必要な医療材料について備蓄の管理を行い、感染拡大時の医療体制を想定し、専門人材の確保・育成に努める。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
職員や施設等に対する予防講座開催回数	22回

イ 新興感染症等の発生及びまん延時における取組

大阪府との医療措置協定に基づき、病床の確保等の必要な措置を講じる。また、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制への影響を最小限にしながら、感染症医療における中心的な役割を担う。

(6) がん医療

ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備

(ア) 大阪府がん診療拠点病院として、検査によるがん診断から手術、放

イ 本市が実施する各種がん検診に協力するなど、がん予防医療の取組に積極的に努めること。

(7) リハビリテーション医療

近隣病院との連携を図りながら、急性期から回復期までの患者の状態像に応じたリハビリテーションを行い、早期の在宅復帰を支援すること。

射線治療、化学療法などを組み合わせた集学的治療を推進する。
 (イ) がん患者に対し積極的な情報提供に努め、相談支援の充実を図る。
 (ウ) 多職種からなる体制の下、がんのリハビリテーションの推進をするとともに、症状緩和に向けた緩和ケアの充実を図る。

【目標指標】

項目	令和6年度実績	令和11年度目標
がん入院患者数	2,851件	2,930件
化学療法適用患者数	1,267人	1,330人
放射線治療患者数	243人	265人
がん手術患者数	940人	904人

【関連指標】

項目	令和6年度実績
がん患者リハビリテーション 単位数(※)	1,842単位
がん相談件数	900件
緩和ケアチーム介入件数	104件

(※) 単位数とは、20分を1単位とするリハビリテーションの実施数(以下同様)

イ がん予防医療の取組

(ア) 市が実施する各種がん検診に協力し、がん予防医療に積極的に取り組む。
 (イ) 病院だよりやホームページによりがん予防医療に関する情報を発信し、市民向けのがん予防の啓発に取り組む。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
がん検診受診者数	1,444人

(7) リハビリテーション医療

ア 急性期、回復期リハビリテーション医療を活用した在宅復帰への支援
 運動器疾患術後早期や脳血管疾患発症早期といった急性期のリハビリテーション医療とともに、回復期のリハビリテーション医療については、

(8) 難病に関する医療

難病指定医療機関として、難病患者に対する適切な医療を行い、患者・家族を支援すること。

国立循環器病研究センター等近隣病院との連携を図りながら積極的に患者を受入れ、ADL（日常生活動作）の向上を図り、在宅復帰を支援する。

イ 高齢化に伴う疾患への対応

高齢化に伴い増加することが想定される、がん疾患及び呼吸器系疾患のリハビリテーション医療に取り組む。

【目標指標】

項目	令和6年度実績	令和11年度目標
回復期リハビリテーション病棟病床稼働率	76.4%	90.0%

【関連指標】

項目	令和6年度実績
回復期リハビリテーション病棟在宅復帰率	93.0%
早期リハビリテーション単位数	59,457 単位
総リハビリテーション実施単位数	136,234 単位
がん患者リハビリテーション単位数（再掲）	1,842 単位
呼吸器リハビリテーション単位数	3,489 単位
脳血管疾患等リハビリテーション単位数	61,643 単位
運動器リハビリテーション単位数	55,852 単位
廃用症候群リハビリテーション単位数	13,408 単位

(8) 難病に関する医療

難病指定医療機関及び大阪府難病医療協力病院として、患者が安心して療養を継続できるよう、難病に関する専門的治療を提供するとともに、保健所等の関係機関と連携・協力し、患者及び家族への支援に取り組む。

3 信頼される医療の提供

(1) 医療の安全性と質の向上

ア 医療の安全管理を確保する体制を整備し、医療事故や院内感染の発生防止に取り組むこと。また、定期的に関連する研修等を行い、安全管理の意識向上を図ること。

イ 医師、看護師及びコメディカルスタッフなど多職種・多診療科間で編成したチーム医療の更なる充実を図ること。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
臨床調査個人票作成数	852件
保健所等が開催する相談会等への協力・参加件数	3件

3 信頼される医療の提供

(1) 医療の安全性と質の向上

ア 医療安全対策

- (ア) 医療安全管理委員会において、インシデント発生状況の分析とアクシデント発生予防を検討し、医療安全対策に取り組む。
- (イ) 院内感染対策委員会において、院内感染発生状況の分析や感染予防対策に取り組む。
- (ウ) 全職員を対象に医療安全に関する情報の提供を行うほか、医療安全・感染管理に関する研修の実施や院外での研修への積極的な参加により、医療事故や感染症に対する意識の向上を図り、医療安全対策を徹底する。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
医療安全管理委員会開催回数	12回
インシデント・アクシデント報告のうち医師が行った割合	10.6%
症例検討会開催回数	1回
医療安全・感染管理に関する研修開催回数	37回
医療安全関係院外研修参加件数	21件

イ チーム医療の提供

多職種からなる専門性の高いスタッフによる認知症ケアチームや栄養サポートチームをはじめとした各専門チームの介入など、多職種協働による円滑で質の高い診療・ケアを提供し、質の向上を図る。

(2) 法令・行動規範（コンプライアンス）の徹底

ア 医療法をはじめとする関係法令を遵守のうえ、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営を行うこと。

イ 全ての職員が個人情報保護することの重要性を認識し、その管理を徹底すること。また、情報セキュリティ対策を確実に実施すること。

(3) 患者満足度の向上

ア 患者が利用しやすい病院を目指すため、職員の接遇向上、院内の快適性向上及び待ち時間の短縮など、患者の視点に立ったサービスの向上に取り組むとともに、その結果を定量的に把握するよう努めること。

イ インフォームド・コンセント、セカンド・オピニオンの充実など患者に寄り添った良質な医療を提供することにより市民に信頼され、選ばれる病院を目指すこと。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
認知症ケアチーム介入件数	863件
栄養サポートチーム介入件数	1,217件

(2) 法令・行動規範（コンプライアンス）の徹底

ア 内部統制体制の整備

関係法令遵守について周知し職員の意識向上に努めるとともに、監事や会計監査人による監査結果等を活用し、業務の適正化を図る。

イ 個人情報管理の徹底

個人情報の取扱いや漏洩防止を目的とした研修等を行い、職員の意識向上を図る。また、情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ対策を行うなど、個人情報保護の徹底を図る。

(3) 患者満足度の向上

ア 患者の視点に立ったサービスの提供

(ア) 患者からの意見を活用し、ニーズの把握に努め、患者満足度の向上に取り組む。また、接遇研修の実施により職員の質の向上を図る。

(イ) かかりつけ医の定着や逆紹介を推進することで待ち時間の短縮に繋げる。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
声の箱投書件数	92件
患者満足度調査結果	外来患者：2回実施 回答数：779件 入院患者：2回実施 回答数：672件

イ 患者に寄り添った医療の提供

質の高いインフォームド・コンセントやセカンド・オピニオンなど患者に寄り添った良質な医療を提供することにより市民に信頼され、選ばれる病院を目指す。

ウ 障がいの特性に応じた合理的配慮への対応に取り組むこと。

エ 人生会議（ACP：アドバンスケアプランニング）について、患者本人及び家族への普及を推進すること。

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

(1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

ア 地域医療支援病院として、患者の状態像に応じた医療を効果的・効率的に提供するため、紹介・逆紹介の徹底や在宅医療の支援など、地域の医療機関との機能分担を図りつつ、連携を更に推進すること。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
セカンド・オピニオン対応件数	3件

ウ 合理的配慮への対応

患者の事情に寄り添った丁寧な接遇を心がけると共に、障がいの特性に応じた職員の適切な理解や、配慮への認識を深めることで、合理的配慮への対応を進める。

エ 人生会議について

人生会議（ACP：アドバンスケアプランニング）について、患者本人及び家族への普及を推進する。

4 市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

(1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

ア 紹介・逆紹介の徹底及び在宅医療の支援

地域医療支援病院として、地域の医療機関では対応できない専門的治療や在宅療養者の急変等の急性期治療が必要な患者を受け入れるとともに、治療後は地域の医療機関へ逆紹介を行うなど、地域の医療機関との機能分担・連携を図る。

【目標指標】

項目	令和6年度実績	令和11年度目標
紹介件数	20,373件	21,000件
逆紹介件数	15,765件	16,100件

イ かかりつけ医の役割や、その必要性について啓発を行うなど、かかりつけ医定着に向けた取組を継続すること。

(2) 在宅医療の充実に向けた支援

ア 地域医療支援病院として、在宅医療に係る関係機関との連携を強化し、入院患者が円滑に在宅療養に移行できるような退院支援を行うこと。

イ 在宅療養者の病状が急変した際には、関係機関等の求めに応じて一時的な受入れを行うなど、在宅医療の後方支援を積極的に担うこと。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
紹介率	87.7%
逆紹介率	91.9%
地域連携パス実施件数	119件
登録医数	512件

イ かかりつけ医定着に向けた取組
ホームページや広報誌などを活用し、かかりつけ医の役割やその必要性に関する啓発を行うとともに、院内に掲示しているかかりつけ医マップや、かかりつけ医パンフレットを活用し、かかりつけ医定着に向けた取組を継続する。

(2) 在宅医療の充実に向けた支援

ア 円滑な退院支援

在宅医療の充実に向けて、診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などと情報共有や調整を図る。

また、入院前から患者・家族と面談を実施し、在宅医療への移行が円滑に進むように退院支援を行う。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
退院支援件数	4,437件
医療相談件数	11,470件
介護支援連携件数	84件

イ 在宅療養者の急変時の受入れ
今後さらに増加することが見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、在宅療養者の病状が急変した際には、円滑な受入れを実施することで、在宅医療の後方支援を積極的に担う。

ウ 地域医療のネットワークを強化し、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、地域の医療水準の向上に努めること。

(3) 地域医療への貢献

地域の医療従事者を対象に研修会を開催するなど、地域医療に携わる医療従事者を支援すること。

(4) 福祉保健施策への協力・連携

本市が実施する高齢者や障がい者（児）などへの福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
当日入院件数（紹介）	1,735 件

ウ 地域の医療水準の向上

切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう地域の診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などと症例検討や意見交換を行うことで連携強化を図り地域の医療水準の向上に努める。

(3) 地域医療への貢献等

地域の医療従事者が参加できる臨床セミナー等の研修会を開催するとともに、当院の施設や設備等の共同利用を推進することで、地域医療に携わる医療従事者を支援する。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
地域の医療従事者へ向けた研修会開催回数	16 回
地域の医療従事者へ向けた研修会外部参加人数	145 人
共同利用を行った件数	3,540 件

(4) 福祉保健施策への協力・連携

ア 障がい者（児）歯科診療の実施

一般歯科医院に受診できない障がい者（児）に対しての歯科診療を行う。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
障がい者歯科患者数	1,699 人

5 健都における総合病院としての役割

(1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

国立循環器病研究センターと隣接した立地を生かした機能分担・連携を進め、相乗的な価値向上を図るとともに、医療の質の向上に努めること。また、急性期をはじめ、回復期リハビリテーションについても連携を推進すること。

健都で進んでいるデータヘルスの取組（本人同意のもとでの、地域関係者による、健康情報の健康増進等への活用をいう。）等に対して、健都の一員として積極的に協力すること。

イ 小児科診療における協力・連携

小児科（小児神経専門医）医師によるこども発達支援センター（わかたけ園）への協力、また児童発達支援事業の療育相談や会議への参加を行う。

5 健都における総合病院としての役割

(1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

ア 診療における機能分担・連携

(ア) 国立循環器病研究センターにおいて、高度急性期を脱した患者や複合的な疾患を有する患者については、総合病院としての機能を生かして受け入れる。

(イ) 急性期脳血管障害患者のリハビリテーションについては、回復期リハビリテーション病棟において、円滑に受入れを行う。

(ウ) 総合病院としての機能を生かし、当院と国立循環器病研究センターにおいて相互に往診を行うことで、医療の質の向上を図る。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
国立循環器病研究センターからの紹介件数	887件
国立循環器病研究センターへの紹介件数	1,003件
国立循環器病研究センターからの回復期リハビリテーション病棟患者受入数	50件

イ その他の連携

(ア) RI 検査（シンチグラム）、PET 検査（ポジトロン断層撮影）、内視鏡検査など、当院と国立循環器病研究センターにおいて医療機器の共同利用を行い、医療の効率化を図る。

(イ) 国立循環器病研究センターが進めるデータヘルスの取組に対し、健都の一員として協力していく。

(2) 他の健都内事業者等との連携した予防医療等に関する取組

- ア 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク進出企業及び駅前複合施設等と連携し、それぞれが実施する市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を支援すること。また、健都レールサイド公園や健都ライブラリーで取り込まれる事業への支援を行うこと。
- イ 各種健（検）診、健康づくり、介護予防に関する講座の開催を行うとともに、健都で進める産学官民連携によるまちづくりにおいて、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を実施すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効果的・効率的な業務運営

地方独立行政法人制度の特徴を十分に生かして理事長のリーダーシップのもと組織マネジメントを強化し、より一層効果的かつ効率的な業務運営を行うこと。組織マネジメントにあたっては、PDCAサイクルによる目標管理の徹底により、法人の目標を全職員が共有するとともに、職員が一丸となって、目標達成に向けて取り組むこと。また、業務効率化に寄与するデジタル技術の積極的な導入を検討すること。

(2) 他の健都内事業者等との連携した予防医療等に関する取組

- ア 他の健都内事業者等との連携
健都内事業者や健都レールサイド公園及び健都ライブラリーの取組事業を支援することで、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を実施する。
- イ 予防医療等に関する取組
当院主催の公開講座で各種健（検）診や健康づくり、介護予防に関する啓発を行うとともに、健都で進める産学官民連携によるまちづくりにおいて、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を実施する。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
市民公開講座開催回数	2回

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効果的・効率的な業務運営

(1) 重点課題の共有及び目標達成に向けた取組

理事長のリーダーシップの下、病院として目指すべきビジョンを明確化し、理事会や経営戦略会議において、毎月の収支報告、病院の経営分析、計画の進捗状況管理などにより、効果的かつ効率的な業務運営を行う。

(2) 目標管理の徹底

各診療科で達成すべき目標を設定し、理事長以下幹部職員自らが診療科別ヒアリングを実施し、その達成に向けて取組を進める。また、取組の中で生じた複数診療科にまたがるような課題等については、各種院内委員会のほか必要に応じてプロジェクトチームを設置し原因の分析と解決方法の検討を行う。

2 働きやすい職場環境の整備

(1) 働き方改革の推進

医師等の働き方改革による時間外労働の上限規制等の制度を遵守し、職員の健康を守り、多様なワークライフバランスの実現に向けた働きやすい環境の整備を図ること。

(2) 人材の確保・養成

ア 医療職の人材確保に努めるとともに、安定した病院運営に資するよう、専門性の高い職員の人材確保に努めること。あわせて、職員の業績や能力を正しく評価した人事給与制度の運用を行うなど、働き続けたい環境の整備を図ること。

イ 医師をはじめとした医療従事者の知識と技術等の質の向上に努め、研修や指導体制の充実を図ること。

(3) 業務効率化に向けた取組

中期計画の達成に向けた取組への意識付けを図るために目標の進捗状況や経営状況について機会をとらえ全職員へ周知する。また、デジタル技術を活用した業務改善ツールの積極的な導入を図る。

2 働きやすい職場環境の整備

(1) 働き方改革の推進

医師等の働き方改革による時間外労働の上限規制等の制度を遵守し、多様なワークライフバランスの実現に向けた意識付けを行い、職員が健康で働き続けることのできる環境を整備する。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
平均時間外労働時間数（医師）	24 時間/月

(2) 人材の確保・養成

ア 人材の確保

医療職の人材確保に努めるとともに、安定した病院運営に資するよう、専門性の高い職員の人材確保に努める。あわせて、職員の勤務成績や法人の業務実績等に応じた、働きがいを実感でき、公平感のある人事給与制度を運用する。

イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実

(ア) 職員の研修参加の支援を行うとともに、各種学会等の専門資格取得への支援を行う。

(イ) 第三者評価の活用等により臨床研修プログラムの充実を図り、研修医にとって魅力ある病院を目指す。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担うためには、安定した経営基盤を確立することが不可欠である。今後、社会情勢の変化など、病院経営を取り巻く環境が変化する中でも、迅速かつ柔軟な経営判断のもと、市立病院の機能確保・向上に努めつつ、外部の有識者の助言等も取り入れるなど、あらゆる経営改善に取り組むこと。

また、地方独立行政法人法に基づく運営費負担金の趣旨を踏まえ、市立病院として地域に必要な医療を提供していく役割を果たすとともに、自律的な運営に努めること。

なお、移転前の旧病院跡地について、当該地域のまちづくりの観点も配慮しながら、できるだけ早期に売却ができるよう検討を進め、財務状況の健全化を図ること。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
助産師看護師離職率	8.2%
認定看護師数	13人
専門看護師数	1人
認定等資格更新支援件数	115件
医学生実習受入数	55人

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営基盤の確立

政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担うことができるよう、PDCAサイクルの目標管理の確実な実行など、経営改善に向けた取組を実施することで、収益の確保と費用の節減を図る。また、社会情勢の変化など、病院経営を取り巻く環境が変化する中で求められる医療を安定的かつ継続的に提供するとともに、収益の確保及び費用の節減並びに市長の附属機関である市立吹田市民病院評価委員会委員や外部の有識者の助言等も取り入れるなどあらゆる経営改善の取組を実施することで経営基盤の確立を図る。

また、運営費負担金の趣旨を踏まえ、市立病院として地域に必要な医療を提供していく役割を果たすとともに、自律的な運営に努める。

なお、重要財産である旧病院跡地について、当該地域のまちづくりの観点も配慮しながら、中長期的な病院経営も視野に入れ、早期に価格も含め適切に売却ができるよう準備を進め、財務状況の健全化を図る。

【目標指標】

項目	令和6年度実績	令和11年度目標
経常収支比率	97.1%	99.0%
医業収支比率	93.5%	94.0%

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

ア 施設基準の取得を行うなど診療報酬制度等に適切に対応するとともに、経営分析に基づき数値目標を設定し、病床稼働率及び診療単価の向上に努めるなど、効率的な医業収益確保に取り組むこと。

イ 未収金の発生予防・早期回収に向けて取組を推進すること。

(2) 費用の節減

費用について、収益に見合った具体的な数値目標を設定するとともに、その達成を図るため人員の適正配置や医薬品の在庫管理の適正化

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

ア 収益の確保

救急及び紹介患者を積極的に受け入れることで新入院患者の確保を図り、病床稼働率及び診療単価の向上に努める。また、施設基準の取得を行うなど診療報酬制度等に適切に対応し、収益の確保を図る。

【目標指標】

項目	令和6年度実績	令和11年度目標
病床稼働率	77.8%	85.0%
入院患者数(1日当たり)	335.5人	366.4人
外来患者数(1日当たり)	845.5人	840人
入院診療単価	72,014円	74,000円
外来診療単価	22,571円	24,500円
新入院患者数	10,505人	12,982人
手術件数	3,930件	4,000件

【関連指標】

項目	令和6年度実績
平均在院日数	10.7日

イ 未収金の発生予防・早期回収

未収金発生予防対策として限度額適用認定証などを活用した窓口負担軽減に取り組むとともに、未収金発生時には未収金回収マニュアルに基づき適切な対応を行い、早期回収に努める。

(2) 費用の節減

ア 主要な費用の数値目標の設定

医療の質の向上及び医療安全を確保し、収益に見合った費用の数値目標を設定する。

といった取組を推進すること。

3 施設・設備の適正管理

施設・設備の整備、更新については、その必要性を十分検討の上、長期的な視点で計画的に行うこと。特に医療機器の導入や更新については、費用対効果等を検証した上で計画的に行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 デジタル化への対応

(1) 医療情報システムの安全管理

安全管理の実効性を高めるため、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守してセキュリティ対策を講じること。

【目標指標】

項目	令和6年度実績	令和11年度目標
人件費比率	53.2%	52.1%
経費比率	14.5%	14.5%
材料費比率	31.2%	31.3%

イ 人件費・経費の適正化

各部門の業務内容の見直しなどを行うことで、人員の適正配置や労働生産性の向上に努めるとともに、人件費・経費の適正化を図る。

ウ 材料費の適正化

医薬品や医療材料における在庫の適正化を徹底し、コストの縮減を図る。また、他病院の購入価格情報を収集し、価格交渉に活用することで調達費用抑制を図る。

3 施設・設備の適正管理

施設・設備の整備、更新については、「長期修繕計画」等に基づき必要性や費用対効果を十分検討し、長期的な視点で計画的に実施する。

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 デジタル化への対応

(1) 医療情報システムの安全管理

安全管理の実効性を高めるため、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守してセキュリティ対策を講じるとともに、職員研修を実施する。

(2) 医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
国が進める医療DXの推進に関する施策等を、デジタルデバインドにも配慮しつつ推進すること。

2 情報の提供

病院だよりやホームページ等により、診療内容や市民の健康増進に寄与する医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。

3 環境に配慮した病院運営

省エネルギー・省資源の推進などに取り組み、環境負荷を抑え、環境に配慮した病院運営を行うこと。

(2) 医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
デジタルデバインドにも配慮しつつ、国が進める医療DXの推進に関する施策等に対応したシステム更新を進める。

2 情報の提供

広報誌やホームページ等を通じ、当院の特色ある診療内容や市民の健康増進に寄与する医療情報を積極的に発信する。また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行う。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
病院だより発行回数	4回
広報誌「ともに」発行回数	1回
ホームページへのアクセス数	1,160,469回

3 環境に配慮した病院運営

太陽光、地下水、雨水の利用など、ハード面における環境に配慮した設備を活用するとともに、再生可能エネルギー比率の高い電力を調達することで、環境負荷を抑えた病院運営を行う。

【関連指標】

項目	令和6年度実績
電気使用量	5,776,518Kwh
ガス使用量	751,441 m ³
水道使用量	114,685 m ³

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和8年度から令和11年度まで）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	64,041
医業収益	61,090
運営費負担金収益	2,876
補助金等収益	76
その他営業収益	0
営業外収益	814
運営費負担金収益	201
その他営業外収益	612
臨時利益	0
資本収入	5,345
運営費負担金収益	2,032
長期借入金	2,303
その他資本収入	1,010
その他収入	0
計	70,200
支出	
営業費用	61,720
医業費用	57,338
給与費	28,507
材料費	20,938
経費	7,707
研究研修費	188
一般管理費	4,382
営業外費用	504
臨時損失	0
資本支出	6,455

建設改良費	3,227
償還金	3,228
その他資本支出	0
その他支出	0
計	68,678

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。

(1) 人件費の見積り

期間中総額 30,847 百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当等の額に相当する。

(2) 運営費負担金の基準等

ア 救急医療等の行政的経費及び小児医療、周産期医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出

イ 建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

ただし、非償却資産に係る長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金については、資本助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（令和8年度から令和11年度まで）

(単位：百万円)

区分	金額
収入の部	66,726
営業収益	65,948
医業収益	60,958
運営費負担金収益	4,270
補助金等収益	76
資産見返運営費負担金戻入	353

	資産見返補助金等戻入	291
	資産見返寄附金等戻入	0
	資産見返物品受贈額戻入	0
	その他営業収益	0
	営業外収益	778
	運営費負担金収益	201
	その他営業外収益	577
	臨時利益	0
	支出の部	67,840
	営業費用	64,396
	医業費用	59,358
	給与費	29,144
	材料費	19,094
	経費	7,030
	減価償却費	3,922
	研究研修費	169
	一般管理費	5,037
	営業外費用	3,440
	臨時損失	4
	純利益	△1,114
	目的積立金取崩額	0
	総利益	△1,114
	(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。	
	(注2) 期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。	
	3 資金計画（令和8年度から令和11年度まで）	
	(単位：百万円)	
	区分	金額
	資金収入	72,203
	業務活動による収入	64,855

	診療業務による収入	61,090
	運営費負担金による収入	3,077
	補助金等による収入	304
	その他の業務活動による収入	384
	投資活動による収入	3,042
	運営費負担金による収入	2,032
	有形固定資産の売却による収入	1,010
	その他の投資活動による収入	0
	財務活動による収入	2,303
	長期借入金による収入	2,303
	その他の財務活動による収入	0
	前期中期目標期間からの繰越金	2,003
	資金支出	72,203
	業務活動による支出	62,223
	給与費支出	30,847
	材料費支出	20,938
	その他の業務活動による支出	10,439
	投資活動による支出	3,227
	有形固定資産の取得による支出	3,227
	その他の投資活動による支出	0
	財務活動による支出	3,228
	長期借入金の返済による支出	3,168
	移行前地方債償還債務の償還による支出	60
	その他の財務活動による支出	0
	次期中期目標期間への繰越金	3,525
	<p>(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。</p> <p>(注2) 期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。</p>	

	<p>第7 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 1,200 百万円</p> <p>2 想定される短期借入金の発生理由 (1) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費への対応</p> <p>第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 なし</p> <p>第9 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 旧病院跡地について、当該地域のまちづくりの観点も配慮しながら、様々な方策を検討し、譲渡を進める。</p> <p>第10 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実に充てる。</p> <p>第11 料金に関する事項</p> <p>1 料金 病院の料金については、次に定める額とする。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）その他の社会保険に関する法律又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づく給付としての診療を受ける場合 健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める算定方法若しくは基準（以下「健保算定方法等」という。）</p>
--	--

	<p>又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した金額</p> <p>(2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の特別の法律に基づく給付又は補償としての診療を受ける場合 当該法律の規定に基づく算定方法により算定した金額</p> <p>(3) 前2号の規定に該当しない診療を受ける場合 健保算定方法等により算定した金額の2割増し（診療を受ける者が自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく損害賠償の請求を行うことができるときは、5割増し）の金額</p> <p>(4) 上記以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>(5) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあっては、前各号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 料金の納付</p> <p>料金は、診療等を受けたとき又は文書の交付を受けたときに納付しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。</p> <p>3 料金の減額又は免除</p> <p>料金は、理事長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。</p>
--	--

第12 吹田市地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（令和8年度から令和11年度まで）

（単位：百万円）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	財源
医療機器等 整備	1,131	1,634	231	231	吹田市 長期借 入金等

2 中期目標の期間を超える債務負担

（単位：百万円）

項目	中期目標期間 償還額	次期以降償 還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	60	0	60
長期借入金償還債務	3,168	12,814	15,982

3 積立金の処分に関する計画

なし